

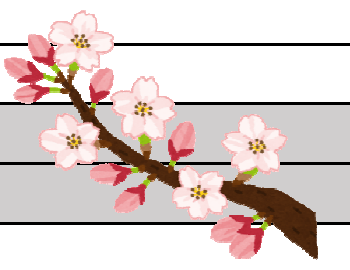
4月さかもと コミセンだより

編集：坂本コミュニティセンター TEL0965-45-2228



日	曜	コミセン(福祉センター)・住民自治協議会等	八竜小・坂本中
1	土	熊本県議会議員一般選挙期日前投票所(坂本コミュニティセンター)【4/1~4/4まで】	春休み(3/25~4/9)(八竜小・坂本中)
2	日	〃	〃
3	月	〃	〃
4	火	坂本町民生委員児童委員協議会運営委員会	運動会練習・部活動練習(坂本中)
5	水	〃	〃
6	木	坂本町民生委員児童委員協議会定例会	運動会練習・部活動練習(坂本中)
7	金	〃	〃
8	土	〃	〃
9	日	〃	〃
10	月	〃	集合写真撮影(八竜小) 就任式・始業式(八竜小・坂本中)
11	火	〃	バス児童会・委員会活動(八竜小) 第49回入学式・写真撮影・2,3年教科書配布(坂本中) 給食開始(八竜小・坂本中)
12	水	坂本住民自治協議会役員会(9:30~) にじのふくろプロジェクト	宇宙あさがおリレー式・校内研修(八竜小) 1年教科書配布・身体測定・対面式・部活動紹介(坂本中)
13	木	〃	身体測定(八竜小) / 学力教科書学習・部活動(坂本中) 家庭訪問(八竜小・坂本中)
14	金	〃	安全点検(八竜小) / 学力教科書学習・部活動(坂本中) 家庭訪問(八竜小・坂本中)
15	土	〃	〃
16	日	〃	〃
17	月	坂本住民自治協議会運営委員会(9:30~)	学力教科書学習・部活動(坂本中) 家庭訪問(八竜小・坂本中)
18	火	〃	全国学力・学習状況調査(八竜小) 家庭訪問(八竜小・坂本中)
19	水	〃	八代教育研究会共通・教科等部会(八竜小)
20	木	〃	ともだち号(八竜小) / 運営委員会(坂本中) 家庭訪問(八竜小・坂本中)
21	金	〃	スポーツテスト(坂本中)
22	土	〃	〃
23	日	〃	〃
24	月	〃	〃
25	火	〃	発表集会・授業参観・学級懇談会・PTA総会(八竜小) 専門委員会(坂本中)
26	水	にじのふくろプロジェクト	小中合同研修会・小中合同避難訓練(八竜小・坂本中)
27	木	〃	生徒議会(坂本中)
28	金	坂本住民自治協議会通常総会(10:00~)	PTA授業参観・総会・懇談会(坂本中) 4年、中1心臓検診(八竜小・坂本中)
29	土	昭和の日	〃
30	日	〃	〃

【注】4/5~4/8の期間は、熊本県議会議員選挙の期日前投票所が坂本支所仮設庁舎内に開設されます。



八代市 市民相談室・消費生活センターのご案内

市民相談		
相談項目	と き	相談員
市民生活相談	月曜日~金曜日 9:00~17:00 (※市民生活相談は15:45まで) 【電話:33-4452】	市民生活相談員
婦人の悩みごと相談	〃	婦人相談員
児童の悩みごと相談	〃	家庭児童相談員
母子・父子自立支援相談	〃	母子・父子自立支援員
消費生活センター	月・火・水・金 9:00~17:00 木曜日 9:00~19:00 【電話:33-4162】	消費生活相談員
定期相談 ※相談日にお気を付けてください		
弁護士法律相談 (予約制、定数各10組)	毎月第2金曜日、第4金曜日 10:00~16:00 予約は、月始めの市役所開庁日(午前8時30分)から、 市民活動政策課【電話:33-4482】で受け付けます。	弁護士
多重債務相談	毎月第1月曜日 9:00~16:00	消費生活相談員
人権・心配ごと相談	毎月第1金曜日 10:00~15:00	人権擁護委員
司法書士法律相談	毎月第2月曜日 10:00~12:00 ※祝日と重なった場合は、翌週に開催	司法書士
行政なんでも相談	毎月第2火曜日、第4火曜日 9:00~12:00	行政相談委員
遺言相談	毎月第2水曜日 9:30~11:30	公証人
建築相談	毎月第2木曜日 13:00~15:00	建築士
社会保険労務・労務相談	毎月第3火曜日 10:00~12:00	社会保険労務士
税務相談	毎月第3水曜日 10:00~12:00	税理士
身体障がい者相談	毎月第3木曜日 10:00~15:00	身体障がい者相談員
成年後見制度相談	毎月第3金曜日 10:00~12:00	司法書士
入管問題相談	2月・5月・8月・11月の第3火曜日 13:00~15:00	行政書士
上記相談に関する問合せ⇒市民活動政策課(市役所5階)【電話:33-4482】 ※相談にお越しの際は、市役所2階の「市民相談室・消費生活センター」にお越しください		
※「手話通訳者」・「外国語通訳者」を配置しております。		
手話通訳者	毎週月曜日 13:00~15:00 毎週水曜日 9:00~12:00	市役所1階 総合案内所内
外国語通訳者	【英語・タガログ語】第1・3火曜日 【中国語】第1・3木曜日 9:00~15:00	

子どもが安心して暮らすための環境づくりを推進する
子どもレポート情報 第193号 2023.2.14

賃貸アパート退去時の原状回復のトラブルに注意

事例 家賃6.5万円で2年間住んだアパートを退去した。床工事・ハウスクリーニング代など約17万円を請求され、家賃(日割)返金分と敷金との差額約5万円を請求された。契約書に記載のない壁や床の費用は、汚していないし、壁のクロスまでは、当初から継ぎはぎだらけだった。支払いたくない。(当事者：学生)

ひとことアドバイス

- 賃貸住宅を退去する際の原状回復について、経年劣化や普通に使用して付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。
- 入居時に、貸主と一緒に部屋を確認し、メモしたり傷や汚れの写真を撮ったりして記録に残しましょう。
- 契約する際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん

※新型コロナウイルス感染防止等のため、予定が変更になる場合がありますので、行事の詳細につきましては主催者にご確認ください。

~癒しのひととき~

今月も坂本コミセンに椿とミモザのお花が届きました。ありがとうございます。
椿は11月~4月の季節に咲く花です。3月中旬~下旬は多くの品種が競うように花を咲かせます。赤白ピンク色の花や、バラのような花、大きい花、小さい花など、同じ椿でも全然違った花を咲かせます。とても花期の長い花木で、冬の寂しいお庭に彩りを与えてくれます。皆さんも楽しんでみてはいかがでしょうか！
ミモザは黄色く丸い小さい花がキュートな、早春に人気の花です。とても乾燥しやすいので、飾るときは霧吹きをかけるといいそうです。乾燥しても色が残るので、ドライフラワーとしても楽しめます。
皆さまのご自宅のお庭に咲いたお花を、坂本コミセンにぜひ飾ってください。お待ちしております。